

社会福祉法人の現状とその方向性に関する一考察

— 特に老人福祉事業の視点から —

澤村 孝夫

About the present condition and its directionality of the social welfare corporation

Takao SAWAMURA

Abstract

This paper presents the overview of business management and business contents about the social welfare corporation.

After the introduction of The Care Insurance Code in April 2000, it became possible for many private corporations to enter the care welfare work.

The social welfare work has been performed by the social welfare corporation conventionally. But an entry to the social welfare work of many private corporations and the expansion of the scale will bring a change for a role of the social welfare corporation.

Therefore, it is necessary for the social welfare corporation to think about business organization and business contents for the future.

キーワード

社会福祉法人、公益性、社会福祉事業、業績評価、第三者評価

1 はじめに

社会福祉、特に介護福祉に関するイメージは、2000年4月の介護保険制度の導入（1963年の老人福祉法制定以来の大きな社会福祉の転換である。）を契機に、功罪を問わず、身近なサービスとして位置づけられるようになった^(注1)。従来、社会福祉に関するサービスは市区町村の行政処分による措置委託方式（国や地方自治体の行政処分による支援方式である。実際に実施する期間は社会福祉事務所である。）によって実施されてきたことにより、社会福祉それ自体が極めて遠い存在となっていた。この制度導入後、多くの高齢者等は認定された要介護度に応じて特別養護老人ホームや老人保健施設などを運営する社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人（Non-Profit Organization、以下、NPO法人とする。）、さらには営利を目的として介護事

業を営んでいる株式会社等、幅広い介護事業者と自由に契約して介護サービスが受けられるようになった。

現在の、そしてこれからの前期高齢者、さらには後期高齢者となる、いわゆる団塊世代（1947年～1949年までに生まれた第一次ベビーブームの世代）の人たちは、今後、介護保険制度の理念である「利用者本位」、「利用者による自由な契約」に基づく介護サービスを自らの選択によって享受していくことになる^(注2)。

高齢者等の最大の関心事、ないし最大の不安は、低コスト、タイムリー、そして多種多様な介護サービスが福祉施設や在宅等で十分に、そして安心して、しかも継続して受けられるか否かにある。従って、高齢者そしてそれをサポートする家族等の人達は、介護事業者が提供する多種多様な介護サービスに関する情報を

いろいろな媒体を使って自ら検索・収集することが不可欠になる。

一方、介護事業者は、少なくとも介護保険の適用範囲の中で質的な、そしてタイムリーな介護サービスを提供するだけでなく、介護保険適用外での多種多様なサービスを工夫し、それぞれの事業主体の特徴を生かしながら利用者が満足するサービスを継続して提供することが求められる。

従来、介護事業者の中で「公益性」を理念として社会福祉事業を支えてきたのは「社会福祉法人」である。しかし、介護保険導入後、社会福祉事業の担い手は社会福祉法人や医療法人だけでなくNPO法人、そして営利を目的とした株式会社等に至る広い範囲で介護事業が認められるようになった。現在、介護事業者として数多く認可され、収益性を追求しながら介護事業を展開している株式会社等は、社会福祉法人よりも大きな役割を担っている。今後、株式会社等による介護事業者としての役割は益々増加する傾向にあるが、一方、公益性を理念とした社会福祉法人は事業活動が硬直的・非弾力的であるがゆえに社会の変化に対応しがたいところから、しだいに埋没の様相を呈している。

本稿では、社会の変化に順応するための社会福祉法人としての役割について、「公益性」「効率性」「公開性（第三者評価）」という視点から考察することにする。

2 社会福祉事業と「公益性」、「共益性」、「私益性」

社会福祉法人は、民法34条に規定する公益法人から発展した特別法に基づく法人（社会福祉法）である。社会福祉法第2条では、社会福祉法人が行う事業を第1種社会福祉事業、第2種社会福祉事業、公益事業、収益事業の4つに区分し、さらにそれぞれの社会福祉事業が行える事業内容を限定列挙して示している。

第1種社会福祉事業は、特に公益性が高いと認められている事業であって利用者の最低限の生活を支援す

ること（憲法13条、25条）、あるいは利用者の尊厳を保障するために必要とされる事業活動、特に老人福祉法（第14条）に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホームなどの措置施設等、いわゆる公的措置によって利用される老人ホーム等の経営を伴う事業活動を行うこととしている。

第2種社会福祉事業は、老人居宅介護事業やデイサービス事業及び短期入所施設など、地域の社会福祉の増進、福祉サービスの支援に関わる事業活動、いわゆる利用者への影響が小さく、公的規制の必要性の低い事業とされている。

公益事業は、社会福祉事業以外の公益を目的とする事業、社会福祉事業の純粋性を損なう恐れのない事業等の要件を充たしている場合、すなわち有料老人ホームの経営^(注3)、社会福祉士や介護福祉士養成施設などを行うような事業経営等とされている。第1種ないし第2種社会福祉事業及び公益事業は、いずれも「公益性」、「共益性」「非営利性」を遵守した事業活動であるところから、特に社会的信用、信頼度が強く求められる事業とされる。最後の収益事業は、社会福祉事業又は公益事業の財源に充てるための事業として行われるため、一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為、さらには社会通念上事業として認められる程度の事業等の要件を充たしている場合、例えば貸しビルや駐車場の経営、公共的施設内の売店などの事業経営とされている。従って、公益性の理念から逸脱するような収益事業、社会福祉事業を超える収益事業は本来の社会福祉活動とは認められないということになっている。

社会福祉法人は、これらの社会福祉事業を目的として事業を行うことを設立の要件とし、その認可については厚生労働大臣（事業が2以上の都道府県かつ2以上の地方厚生局管轄区域にまたがる場合）若しくは地方厚生局長（事業が2以上の都道府県かつ1地方厚生局管轄区域内の場合）、都道府県知事または指定都市市長若しくは中核市長が行うこととされ、認可にあつ

ては社会福祉法人審査基準（2000年12月1日：社会福祉法人の認可について＜介護保険の導入をきっかけに公益性を維持できる範囲内で設立要件の緩和、自主的な経営基盤の強化及び事業運営の透明化を目指して規制を緩やかにした＞（以下「審査基準」とする。））に準拠することとしている。

社会福祉法人は、社会福祉事業に対する規制以外にも、公益性や共益性という視点から常に事業活動の健全性・継続性・安定性を維持することが求められている。従って、それらを保障するための組織運営に関する指導や規制、財産の保有とその運用に関する規制、支援体制等がしっかりと確立され、それが社会福祉法人の事業経営に対する社会的信用の確保に繋がっている。

① 組織運営に関する規制

社会福祉法人の事業を円滑に行うためにはガバナンスの確立が必要になる。従って、社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者、社会福祉施設を経営する法人にあたっては施設長などを含めた6人以上の理事、法人の財産状況等を監査し、監査報告書を作成するための監事2名以上、利用者の意見を事業経営に反映させるために必要となる評議員会など、しっかりとした組織体制によって現在及び将来を見据えた事業の経営が求められる（措置をとる社会福祉事業、保育所又は介護保険事業のみを行う法人は設置が不要とされる。）。

一般的に、社会福祉法人は地域の篤志家がボランティアの一貫として設立している場合が多い

② 資産等の保有と区分（基本財産、運用財産、公益事業用財産、収益事業用財産）に関する要件

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うために必要な土地、建物等の資産（基本財産）を所有しなければならない（「審査基準」第2の2）。社会福祉施設を経営する法人は不動産を基本財産とし、社会福祉施設を経営しない法人は設立後安定した収入を確保するために、原則として1億円以上の資産を設立時

に基本財産として所有することが必要とされている（「審査基準」第2の2の（1）のウ）。

社会福祉法人の基本財産等は、篤志家による土地、建物等の寄付による場合が多い。また組織の運営が親族等によるところが大であるところから、独断的・硬直的になるケースが多くみられる・

③ 規制及び支援について

<1>規制について

社会福祉法人は、設立・認可に際して社会福祉事業や事業内容、資産保有の要件、法人の組織運営等だけでなく事業収入の用途、運営費の取扱い、財産の処分などについても規制をしている。

<2>支援について

社会福祉施設を経営する社会福祉法人については施設利用者の福祉向上を図るため、社会福祉法人による施設整備に対して一定の補助が行われている（国：1/2、地方公共団体1/4）。また、社会福祉事業は「公益性」のある事業というところから、法人税（収益事業から生じた所得に対して22%課税）だけでなく固定資産税、寄付等について税制上の優遇措置を与えている。また、社会福祉施設の職員については退職手当共済制度などの措置を講じている。

社会福祉法人の設立・認可には、厳しい規制があるにも関わらず、その設立件数は増加の傾向にある^(註4)。

介護保険制度導入を契機として、第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業の一部の事業に介護事業所として指定を受けた民間の介護事業者がビジネスとして参入し、現在では社会福祉法人を凌ぐ勢いで成長している。すなわち民間の事業者が「公益性」といわれている事業を担い始めている。

従って、社会福祉法人は、先ずは第1社会福祉事業、第2社会福祉事業、公益事業、収益事業の事業内容を検討しながら「公益性・共益性」から「収益性・効率性」を目指した事業活動を工夫し、法人としての存在意義を見つけ出すことが必要になる。

3 社会福祉事業と会計基準

介護保険制度の創設によって、社会福祉法人が行ってきた事業分野に民間の介護事業者が参入できるようになり、また利用者が行政処分による措置委託方式（国や地方自治体による措置的な介護支援）ではなく、契約方式によって介護事業者を自由に選択し、自分に適した介護サービスが受けられるようになった。利用者にとっては社会福祉法人以外の介護事業者を選択できる幅が広がったといことになる^(注5)。従って、社会福祉法人が公益性・共益性を理念として、そして継続性・安定性等を利用者に強調するような事業活動をだけでは発展性・将来性に欠けるということになる。

社会福祉法人の経営管理者は、民間の介護事業者の参入を機会として公益性・共益性を維持しつつ収益性・効率性の向上を目標にした事業の再構築（社会福祉法のルールを考慮しながら、介護事業を行う法人と児童・障害等を行う法人を別法人にするなど）を図り、さらには事業活動の成果を示しながら福祉サービス等の支援をすることが望まれる。

民間の介護事業者は、介護サービスとして必要な指定基準（介護保険法基準省令に定めた基準による施設の指定を受けた者、居宅サービス事業者及び居宅介護支援事業者の指定を受けた者）を満たしたうえで、社会福祉事業を収益事業として捉えながら事業活動を推進している^(注6)。事業活動の成果は、年度末に作成される計算書類（会社法435条）、すなわち貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動表、個別注記表を作成することによって財政状態や経営成績等を知ることができ、またその情報を一般に開示することによって利用者は介護事業者の継続性・安定性、そして将来性を知ることができる。しかし介護事業経営の悪化及び本体事業の業績不振が生じたというような場合には自ら撤退を余儀なくなくされることになる。従って、民間の介護事業者は経営成績いかんによって進出、撤退が弾力的に決定される。

社会福祉事業の一部を担っているNPO法人において

も、経営状況を開示するために「毎事業年度の初めの3か月以内に・・・前事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書・・・を作成し、これらを翌事業年度の末日までの間、主たる事務所に備え置かなければならない（NPO法第28条）」と規定し、また、「事業報告書等を所轄官庁（内閣府）に提出及び公開しなければならない（NPO法第29条1項）」としている。

社会福祉法人においても、経営状況に関する資料として、「毎会計年度終了後2月以内に事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書（社会福祉法第44条2項）。」の作成を義務とし、また、「社会福祉法人会計基準第6条<社援第310号局長通知、2000年2月17日、2000年4月1日から適用>（以下「基準」とする。）」においても、以下の計算書類の作成・提出を求めている。

① 資金収支計算書（介護サービス別の会計単位）

介護サービス別会計単位・・・特別養護老人ホーム、デイサービス、ショートステイなど

② 事業活動収支計算書（一般企業の損益計算書に相当：介護サービス別の会計単位）

介護サービス別会計単位・・・特別養護老人ホーム、デイサービス、ショステイなど

③ 貸借対照表

④ 財産目録

正規の簿記の原則（いわゆる複式簿記）の原則に従って会計帳簿から誘導的に作成される計算書類は①～③である。指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針（老計第8号通知、2000年3月10日、介護保険事業会計の財務三表）における計算書類は、①収支計算書、②事業活動計算書（特別養護老人ホーム、デイサービス、ショートステイなどの介護サービス別事業活動計算書、いわゆるセグメント別表示）、③貸借対照表、としている^(注7)。

いずれも社会福祉法人の行う事業活動の適正なコスト管理、経営努力の成果が反映されるよう民間の会計

制度に準拠した損益計算の手法を導入し、事業の効率性が評価できるようなシステムとしている。

事業活動の継続性・安定性は財務の流動性、すなわち「資金の潤い」である。資金のショートは事業経営の継続性に対して不信感を招くことになり、それが倒産の引き金になるとともに介護難民を生起させることになる。従って、常に事業経営に関する財政状況を把握し、経営の継続性・安定性に努めなければならない。社会福祉法人の運営財源（事業活動収入）は、主に「介護福祉施設介護料収入」、「居宅介護料収入及び利用者による1割の利用者負担金（要介護度基準）収入」、「居宅介護支援介護料収入」、「措置費（税源によって全額補填）収入」、「公益事業による事業活動収入」、「収益事業からの事業活動収入」、「寄付金収入」、「施設整備費補助金収入」等による収入から成っている。

一方、社会福祉事業を運営していくための事業活動には、人件費、介護費などが経費として支出される。しかし、介護保険事業については、原則として資金の用途の制限を設けてはいない（老発第188条通知の第2及び同条通知の第2の2<2000年3月10日>）。ただし、指定介護老人福祉施設に帰属する収入については次に掲げる経費に充当することを認めていない。

- ① 公益事業（介護保険事業である公益事業を除く。）及び収益事業に要する経費
- ② 当該社会福祉法人以外への資金の流失（貸付金を含む）に属する経費
- ③ 高額な役員報酬など実質的な剰余金の配当と認められる経費

民間の介護事業者は、介護料収入以外に、介護福祉に関連する器具用品等の販売など、福祉に関わるビジネス、さらには福祉とは全く関係のない領域のビジネスなど、幅広く事業を展開している。従って、広い範囲で財源を確保できる自由さがある。しかし、社会福祉法人は、介護保険法で定められた介護報酬、収益事業に対する規制による範囲の中での運営財源であるところから、財務基盤がとても貧弱である。従って、コ

スト低減という機能は発揮できるけれども、介護料収入等に依存した業績評価（当期活動収支差額／純資産<あるいは基本金>）、将来性という視点から事業経営を展開することはなかなか難しいところから、収益事業に対する規制を緩和しながら競争意識を育み、財政基盤の安定化を図ることが必要不可欠になると思われる。

4 社会福祉法人と第三者評価

民間の介護事業者は、監査役や会計監査人によって監査された財務諸表を公表している^(注8)。当該企業が大規模に社会福祉事業を展開している場合には、いわゆる株式市場（上場審査と市場審査）という第三者が「株価」という「物差し」で信頼性、そして継続性を担保している。しかし、一部の介護事業者が介護報酬の不正請求、介護事業者の開設に伴う法令違反などにより事業所の取り消し処分を受けたというような場合には事業経営の信頼性・継続性が断たれ、市場からの退却を余儀なくされる^(注9)。他方、介護事業者を利用している老人等は、一転して介護難民となり他の介護施設や介護事業所を探す事態になり、介護利用者及びその家族等に不安を引き起こすことになる。同様に、社会福祉法人においても事業活動や計算書類等について監査役のチェックを受けているにもかかわらず介護報酬の不正・不当請求の事実が生起し、それを原因として返還の請求を求められ事業経営が危ぶまれているケースも見られる。その一因は、特に介護料収入に大きく依存した社会福祉法人の経営体質、すなわち財務流動性の「ゆとり（資金のゆとり）」の欠如が引き金になっており、やはり利用者の不安を引き起こしている。

社会福祉法人は大手の民間の介護事業者と異なり、「市場の評価（市場の機能に委ねにくい）」を受ける場所が存在していない。従って、「公益性・共益性」、「継続性・安定性」を主張して信用性を担保する以外に第三者による評価、すなわち介護保険制度の理

念である「利用者本位」、「利用者による自由な契約に基づくサービスの選択（自己決定）」、「高齢者の自立支援」という立場から福祉サービスの種類・質、施設設備・職員の対応などの満足度等についての格付け評価を仰ぐことによって福祉サービスの信頼性を高め、それを社会福祉法人の優位性としてアピールすることが重要である。介護保険法78条（サービスの質の評価）、社会福祉法78条（福祉サービスの質の向上のための措置等）では、介護事業者は適切な福祉サービスの質の向上という視点から第三者による福祉サービスの評価を受けることを推進する規定を設けている^(注10)。

東京都では福祉サービス第三者評価機関（東京都福祉サービス評価推進機構）によって認証された評価者（法人格を所有している等の要件を具備していること）が、「利用者調査」、「事業評価」の2つの評価方法によって介護事業所の福祉サービスに関する評価を実施している（東京都保健局による「東京都における福祉サービス第三評価について（指針）」及び「東京都における福祉サービス第三者評価の実施について（通知）」に基づいて実施）。

「利用者調査」の方法は、利用者のサービスに対する意向、満足度を把握することを目的として、下記の3つの方式で実施をしている。

- ①「アンケート方式」：共通項目に則った質問に利用者本人が調査票等に記入して回答するという方式
- ②「聞き取り方式」：共通項目に則った質問を評価者等が利用者本人から回答を聞き取る方式
- ③「場面観察方式」：利用者が生活している様子を間接的に浮かび上がらせる調査として、評価機関は調査時に接することができた「利用者」と職員との相互関係の場面を見て、事業者は利用者支援の考え方や調査結果に対して、それぞれコメン

トを公表する」という方式

訪問サービスや通所サービスを受けている利用者は「アンケート方式」で、介護施設でサービスを受けている利用者については事業者と評価機関との協議によって「アンケート方式」、あるいは「聞き取り方式」の選択によって、高齢者のグループホームなどの場合には場面観察方式によって調査を実施している。

利用者調査の質問内容については、事業者と評価機関との協議により弾力的に対象範囲を設定したり、他の方法を併せて実施することができるようにしている。

一方、「事業評価」の方法では、＜方向性と推進力＞という視点から＜①リーダーシップと意思決定（事業所が向かう方向性の設定とその組織的な判断に関する評価）、②経営における社会的責任（社会的な倫理や地域福祉の一員としての責任に関する評価）＞、＜業務の方法と実施＞という視点から＜④計画の策定と着実な実行（事業者の戦略等を実現するための計画に対する評価）、⑤職員と組織能力向上（個々の職員のやる気及び組織的な連携の基づく力の発揮に関する評価）、⑥サービス提供のプロセス（具体的なサービスの展開に関する評価）＞、＜情報の収集・活用＞という視点から＜③利用者意向や地域・事業環境の把握と活用（事業所を取り巻く環境に関する情報収集とそれらに基づく状況の把握・活用に関する評価）、⑦情報の保護・共有（事業所をよりよくマネジメントするために、蓄積された情報の保護・共有及び個人情報保護の取り組みに関する評価）＞、最後に＜成果＞という視点から＜⑧①～⑦に関する活動成果（直近一年間等で得られた定量的あるいは定性的な向上・改善状況について評価そして各分類へのフィードバック）＞の8つのカテゴリーに分類して対象事業者の全体を評価できるようにしている。

評価の結果については、「全体の評価講評（事業所の良い点や改善点）」、「サービス内容やプロセスに関する評点と講評」、「利用者調査の調査結果」を事業者

の同意を得て公開をしている^(注11)。

福祉サービスの第三者評価は、サービスの品質保証を守る意思表示＝信頼性の確保に相当することから社会福祉法人、民間の介護事業者を含めたすべての介護事業所が率先して行うことが不可欠である。今後、前期高齢者、そして後期高齢者がかなり増加するとみられるところから、常に介護事業所の福祉サービスの関する情報を「公開」することが求められる（介護保険法第115条の29、^(注12)）。

5 おわりに

福祉サービスの利用者は、介護保険制度における要介護度に応じて訪問介護、通所介護などの居宅介護サービス、特別養護老人ホーム（費用の安い公共型老人ホーム）や介護老人保健施設（病院から自宅に復帰するためのリハビリ施設）などの施設サービスを自らの選択で利用することができる^(注13)。特に社会福祉法人では「公益性」を理念として事業経営をしているところから、原則として「誰でも、いつでも、どこでも必要なサービス」が受けられるというようなセフティネットとしての事業所であると見られている。

公共型の老人ホームや施設では収容能力、要介護認定の程度等によって多くの入所待機者がおり、また保健施設では期間制限（保健施設は最長6カ月）などによって継続して十分な福祉サービスが受けられない場合が多くみられる。従って、多くの福祉サービスの利用者は、高額な利用料を支払って介護付き有料老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、高齢者専用賃貸住宅などの民間の施設を利用せざるを得ない状態になっている^(注14)。また2006年4月の介護保険制度の改正によって、介護報酬の抑制を理由として都道府県から指定を受けた特定施設について新規開設の制限（総量規制）が行われるようになり、民間の介護施設でさえ入所が難しいケースがみられる。社会福祉法人は、「公益性」をもって社会福祉事業を営んでいるという旗印は、老人福祉事業の分野については十分な役割を發揮してい

ないように思われる。

従って、今後、社会福祉法人の在り方、方向性の位置付けや埋没しない特徴のある事業経営を目指すことが必要になると思われる。

社会福祉法人の現状認識を踏まえて、次の視点からその方向性のあり方を検討することが求められる。

① 社会福祉法2条に定められている社会福祉事業の区分と事業の種類について再考すること

民間の事業者が老人福祉法に規定する社会福祉事業に参入しているのが現状であるため、社会福祉事業の一部を民間に委ね、設立・認可の条件になっている規制を一部緩和すること

② 社会福祉法2条に定められている収益事業を活用して純資産（基本金）の充実及び財務流動性の援助体制を確立すること

介護料収入等及び補助金に依存する事業経営の体質から脱却して、財務流動性の確保と純資産の充実、さらには規模の経済性を追求した事業経営を目指すこと

③ 社会福祉法48条に規定されている合併や事業譲渡などによって事業再編を促すとともに同族的事業経営から脱却したガバナンスを確立し、「公益性」と「私益性」の区分を明確にすること

民間の介護事業者は「収益性」を目指しながら離合集散を重ねて事業経営を続けているとともに、「公益性＝社会的責任」という役割も同時に担っている。単体の法人で、しかも同族的経営の性格のある社会福祉法人が公益性＝社会的責任を担うことに苦慮している場合は、ある一定の地域内での合併及び事業譲渡が必要である。またそれは人的資源の有効活用に繋がることになる。

④ 福祉サービスの第三者評価を受けることによって介護事業者としての信頼性を常に確保し続けること

利用者が介護事業者等を選択する場合には、事業経営や福祉サービスについて、第三者による客観的判断とその評価、そしてその情報の公開が大きな拠

り所になる。

社会福祉法人は、特に老人福祉事業の分野について、「公益性から収益性」、「介護料収入から利用料収入」、「費用対効果」を基本とした事業経営に転換し、今後益々増加するであろう団塊世代の高齢者を吸収する道を早期に作っておくことが必要になる。

注1) ドイツでは、1995年4月から制度化された介護保険(Pflege-Versicherung)による介護サービスが実施されている。日本の介護保険制度は、ドイツの介護保険制度をたたき台にしてルール化している。介護保険導入時には、在宅を中心とした居宅サービス、居宅介護支援サービス(ケアプラン作成など)、3種類の施設サービス(介護保険施設等)の18種類でスタートした。

注2) 厚生労働省の人口動態調査

注3) 老人福祉法だ29条第1項において、有料老人ホームとは、「老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他生活上必要な便宜であって厚生労働省令で定めるもの(以下「介護等」という。)の供与をする施設」と定義されている。

「有料老人ホーム最多」日本経済新聞、2010年2月10日。

厚生労働省が発表した「社会福祉施設等調査」によると、全国の有料老人ホームは2008年で3400施設、入所者数は14万人を突破して過去最高を更新。急増の背景には、2006年の老人福祉法の改正により、定員に関わらず都道府県への届け出義務を課されることになったことと、高齢者の単身世帯が増える中、大都市圏を中心に老人ホームへの入居需要が増加していることによっている。

注4) 「社会福祉法人について(⑧資料編、社会福祉・援護)」『厚生労働白書』445頁。

注5) 「どの介護保険サービスをどれだけの人が利用しているか 一介護保険サービスの利用状況一」『週刊東洋経済』東洋経済新報社、2008年12月6日、40~41頁。

「介護事業者情報www.wam.go.jp」

注6) 介護保険法第70条「指定居宅サービス事業所の指定」等

注7) 社会福祉法人が以下の事業を行っている場合には、それぞれの準則・指針の従って作成される。

(1) 病院：病院会計準則(医発第824号)
(2) 介護老人保健施設：介護老人保健施設会計・經理準則(老発第378号)

(3) 訪問看護事業：指定訪問看護事業会計・經理準則(保発86号)

(4) 上記以外の介護保険事業(指導指針によることが望ましい)：指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針(老計第8号課長通知2000年3月10日、社援施49号老針第55号課長通知2000年12月19日、老発第0331004号課長通知2003年3月31日)。2007年7月6日付改正老計第8号で、養護老人ホーム、軽費老人ホームもこの指針に従って作成することになった。

注8) 会社法第435条。金融商品取引法第5条、財務諸法等の用語、様式及び作成方法等に関する規則(財務諸表等規則)第1条。

注9) (1) 「介護報酬・不正請求、倍増56億円、03年度老健施設が最多」朝日新聞、2005年3月7日。

(2) 「社会福祉法人監査厳格に、不正經理・・・」日本経済新聞、2007年3月10日。厚生労働省は、事業報告書や財務諸表を徹底的に調査し厳しく指導すると指摘している。

(3) 「コムスン不正請求問題」日本経済新聞、2007年6月18日。

訪問介護大手のコムスンが介護報酬の不正請求をして、介護事業所の指定を打ち切られている(2000年4月~2007年3月分累計、指定取り消しなどの処分を受けた介護保険事業所、全国で478件)。

(4) 「コムスン解体」日本経済新聞、2007年9月6日。
コムスンの不正処分から3カ月、有料老人ホームなどの施設はニチイ学館が一括買収、訪問介護など

の在宅介護事業は47都道府県ごとに売却。全国の事業譲渡先の法人については、2007年9月5日朝日新聞参照。社会福祉法人が引き継いだのは富山県、高知県の2か所のみである。「公益性」を目的として運営している社会福祉法人は、「継承の意欲」を全く見せず、「公益性」としての役割を全く果たしていなかった。

注10) 福祉サービスの第三評価の推移

- (1) 2001年3月：厚労省、社会・援護局長の私的懇談会である「福祉サービスの質に関する検討会」、「福祉サービスにおける第三者評価事業に関する報告書」
- (2) 2001年5月：厚労省、社会・援護局長通知（都道府県の自主的な取組の方法）
「福祉サービス第三者評価事業の実施要領について」を都道府県に通知
- (3) 2002年4月：厚労省、社会・援護局通知（都道府県の自主的な取組の方法）
「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について」を都道府県に通知
- (4) 2002年7月：厚労省、老健局通知（介護保険の分野）
「指定認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）の適正な普及について」の一部改正について
認知症高齢者グループホームに対する外部評価（第三者評価）が義務化される。
- (5) 2004年3月：雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長の連名通知
「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」が通知され、第三者を受審し、その結果を公表することが運用

費の弾力運用が認められる要件とした。

- (6) 2004年3月：厚労省、老健局：（第三評価とは別に、「介護サービス情報の公表（情報開示の標準化）」を実施する目的のために調査研究）
「利用者による介護サービス（事業者）の適切な選択に資する情報開示の標準化についての中間報告書」を作成（2006年度より順次義務化を進める）
- (7) 2004年5月：雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長の連名通知
「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について（以下「指針」とする。）」
厚生労働省は、福祉サービス第三者評価の更なる普及・定着を図ることを目的として「指針」を発表した（社会福祉法人・全国社会福祉協議会 <http://www.shakyo.or.jp/>参照）

注11) 財団法人東京都高齢者研究・福祉振興財団が運営する「福祉情報総合ネットワーク」、「東京福祉ナビゲーション <http://www.fukunavi.or.jp/>参照」

注12) 本間清文稿「お粗末な情報公表システム」朝日新聞、2009年4月18日

介護保険法により、全国20万か所の介護サービス事業所がこのシステムへの登録を義務づけられており、1か所あたり年間平均4万4千円、合計90億円近い手数料が徴収されている。システムの内容がお粗末である。

注13) 「予算・症状・ニーズ別 最適介護フローとチャート」『週刊ダイヤモンド・特大号』、2007年11月10日、32頁。

注14) 「介護施設の選び方」『週刊ダイヤモンド・合併特大号』、2009年5月2・9日、56～57頁。

<参考資料>

- (1) 『平成19年度版・厚生労働白書』厚生労働省編
『平成20年度版・厚生労働白書』厚生労働省編
- (2) 『平成19年度版・介護保険六法』介護保険法研究会監修
- (3) 『平成19年度版・社会福祉法人会計規則集』日本介護支援協会監修、宮内忍・宮内眞木子編著、文出版企画。
- (4) 『社会福祉法人監査の手引き』監修：宮内忍・宮内眞木子、社会福祉法人東京都社会福祉協議会、2007年7月。
- (5) 『社会福祉法人会計の基礎から決算・介護事業編』宮内忍、宮内眞木子著、厚有出版、2005年5月。『新「会社法詳解」Corporation Law』中央経済社、2005年7月。
- (6) 京極高宣著『介護革命』、ベネッセ、1996年12月。
- (7) 「ニッポンの老後」『週刊東洋経済』、2008年8月2日。
- (8) Dr.Rudolf J.Vollmer. 「Long-Term Care Insurance in Germany」 Background Paper including Issues related to Dementia and the Quality of Care. Prepared for the Meeting of the OECD Workshop “Healthy Ageing and Biotechnology in Tokyo, Japan. 13th to 14th November 2000.
- (9) 澤村孝夫稿「介護事業者のディスクロージャーに関する一考察」千葉経済大学短期大学部研究紀要第5号、2009年3月31日。
- (10) 「内閣府NPOホームページwww.npo-homepage.go.jp」
- (11) 「介護事業者情報www.wam.go.jp.」
- (12) 「日本ケアワーク研究会http://www.kaigo.gr.jp.」